

京都大学生協加入資格基準及び出資要請口数

2021年1月改定

組合員区分		具体的な加入資格内容	出資要請基準		備考
1 学生	組合員区分1	京都大学の学部生	70口	28,000円	
		京都大学の学部留学生	10口	4,000円	
2 院生	組合員区分4	京都大学大学院修士課程、研究生	70口	28,000円	
		大学院博士後期課程	70口	28,000円	
		京都大学の院生留学生	10口	4,000円	
3 教員	組合員区分5	京都大学に在籍する教員（名誉教授含む）	50口	20,000円	
		非常勤講師	50口	20,000円	
4 大学職員	組合員区分6	京都大学に在籍する大学職員（正職員、再雇用職員等）	50口	20,000円	
		京都大学に在籍する大学職員（時間雇用職員、個人秘書、京都大学への派遣職員等）	10口	4,000円	
5 生協職員	組合員区分7	京大生協に在籍する生協職員（正規職員・嘱託職員）	70口	28,000円	
		京大生協に在籍する生協職員（パート職員・アルバイト職員）	10口	4,000円	
6 その他	組合員区分9	学部及び大学院の聴講生、科目等履修生	10口	4,000円	加入時身分証明書/期限は学生証記載通り
		各種研修員（日本学術振興会特別研究員等）	10口	4,000円	加入時身分証明書
		日常的あるいは相当の頻度で京大内で勉学・研究・研修・勤務する方（大学院入試や資格試験の勉強、寄附講座関連等）	10口	4,000円	加入時身分証明書
		連携協定、共同研究などで、すでに他大学生協の組合員となっているが、一時的に京都大学での勉学・研究を行っている方	2口	800円以上	他大学生協の組合員証の提示が必要
		京都大学内の団体（VBL内ベンチャー企業等）に勤務する方	50口	20,000円	勤務を証明する書類等
		京大生協の取引先、京都大学出入り業者、大学内の工事等に従事する方	10口	4,000円	入構許可証など
		大学生協事業連合職員	50口	20,000円	職員証
7 退職教職員	組合員区分10	京都大学内に勤務していた経験があり、すでに退職している教職員（教員・大学職員・生協職員・被派遣者含む）	50口	20,000円	退職年を明記
8 近隣居住者	組合員区分11	京都大学付近に居所を有し、京大生協の事業の利用を適当とする方	10口	4,000円	京都市、宇治市に限定

- 加入を認めないもの
 - ・京大の卒業生ではあるが、上記1～11に該当しない者（※ただし、生協利用そのものは断らない）
- 出資要請金額の考え方
 - ・上記「出資要請金額」はそれ以上での加入をお願いするものである。生協事業の維持発展に必要なことを説明した上で、最終的な出資金額は加入者の判断となる。
 - ・上記の要請口数は、新規加入する場合の出資要請口数であり、進学・就職等の事情で階層変更する場合は、以前の出資口数の継続を要請する。
- 「組合員区分9」の加入希望者の手続き
 - ・加入手続き時、原則として身分・所属等を証明するものを提示していただく。
 - 「赴任直後で証明がない」「4月から院生になる」などの場合は、その旨加入申込書に記録しておく。
 - ・管理室長は、月次の加入・脱退・更新状況の報告を加入受付担当者から受け、この区分の加入資格基準の適切な運用を指導する。
 - ・1回目の有効期限は原則的に10年を最長とする。有効期限到来時は、加入資格継続の確認をもって10年間継続する。
- 「組合員区分10、11」の加入希望者の手続き
 - ・「京都大学生協生活協同組合 加入承認基準」（2012年度第8回理事会修正決定）に基づき加入承認の運用を行う。
 - ・原則として、受付店舗にて備考欄の条件に合致することを確認し、加入資格を認める。
 - ・後日、加入条件に不備または虚偽があることが判明した場合は、組合員証の更新を認めない場合がある。